令和７年度決算
健全化判断比率、資金不足比率の状況

Ⅰ　健全化判断比率

（単位：％）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
322091	島根県	雲南市	－ （変更なし）	－ （変更なし）	10.7 （▲0.4）	81.9 （▲6.2）

（単位：％）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額	早期健全化基準	12.62	17.62	25.0	350.0
17,544,047 （+394,949）	0 （▲35,078）	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○令和７年度決算に基づく雲南市の健全化判断比率は、４指標とも国の定める適正基準の範囲内となっています。

○標準財政規模（自治体の一般財源の標準的大きさ＝標準税+普通交付税+臨時財政対策債）については、普通交付税の増額等の要因により令和７年度は増加しました。

早期健全化基準と財政再生基準

財政が一定程度悪化しているため、早期の財政建て直しが必要と判断される基準値が**「早期健全化基準」**です。①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率のいずれか一つでも、早期健全化基準以上になると、「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、自治体が自主的に財政建て直しを進めなければなりません。

財政がさらに悪化しているため、国や県の関与により確実な再生が必要と判断される基準値が**「財政再生基準」**です。上記①～③の比率のうち、いずれかがこの基準値以上になると、「財政再生計画」を議会の議決を経て策定し、確実な財政再建に向けて財政の建て直しに着手することになります。

Ⅱ　資金不足比率

対象会計	資金不足比率
水道事業会計	―
病院事業会計	―
下水道事業会計	―

※経営健全化基準　20%

○令和７年度決算に基づく、雲南市の公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

公営企業と資金不足比率

雲南市では、上水道事業、病院事業及び下水道事業の公営企業を経営しています。「資金不足比率」は、こうした公営企業の経営状態の悪化の度合いを示すものとして、毎年度議会へ報告したうえで、住民へ公表することが財政健全化法で義務付けられています。

この比率が、経営健全化基準以上になると、「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定し、経営の建て直しを行うことになります。

Ⅰ　健全化判断比率

① 実質赤字比率

－　％
黒字のため該当なし

☆早期健全化基準 （団体ごと年度ごとに算定）	12.62%
☆財政再生基準	20.00%

○一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
○令和７年度の雲南市における一般会計等は黒字のため、該当しませんが、数値化すると**△２．６４％**となります。（前年度：△２．２８％）

（単位：千円）

算定対象となる一般会計等	実質黒字・赤字額
一般会計	464,225
農業労働災害共済事業特別会計	18
合計　A	464,243
標準財政規模　B	17,544,047

$$\text{実質赤字比率} = \frac{-A}{B}$$

② 連結実質赤字比率

－　％
黒字のため該当なし

☆早期健全化基準 （団体ごと年度ごとに算定）	17.62%
☆財政再生基準	30.00%

○特別会計や企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
○令和７年度の雲南市における一般会計等は黒字のため、該当しませんが、数値化すると**△２６．７７%**となります。（前年度：△２７．６６%）

（単位：千円）

算定対象となる一般会計および特別会計	実質収支額
一般会計	464,225
農業労働災害共済事業特別会計	18
合計　A	464,243
算定対象となる公営事業会計	**実質収支額**
国民健康保険事業特別会計	14,212
後期高齢者医療事業特別会計	13,711
合計　B	27,923
算定対象となる企業会計	**資金不足・剰余額**
水道事業会計	1,683,420
病院事業会計	2,042,681
下水道事業会計	479,575
合計　C	4,205,676

A＋B＋C	4,697,842

標準財政規模　D	17,544,047

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{-(A+B+C)}{D}$$

③ 実質公債費比率

１０．７ ％ （前年度 １１．１％）

☆早期健全化基準	25.0%
☆財政再生基準	35.0%

○市が返済した借入金の返済額及びこれに準じる額を指標化して、資金繰りの危険度を示すものです。この数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。市が返済した借入金は、借入金の元金及び利子、公営企業会計が借り入れた借入金の返済財源として一般会計が公営企業会計へ繰り出した額などがあります。

○令和７年度の３ヵ年平均比率は１０．７％で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\overset{(A)}{\text{地方債元利償還金}} + \overset{(B)}{\text{準元利償還金}} - (\overset{(C)}{\text{特定財源}} + \overset{(D)}{\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}})}{\underset{(E)}{\text{標準財政規模}} - \underset{(D)}{\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}} \times 100$$

単年度比率

（単位：千円、％）

Ｒ５

$$\frac{\overset{(A)}{4,026,976} + \overset{(B)}{1,741,795} - (\overset{(C)}{43,803} + \overset{(D)}{4,173,856})}{\underset{(E)}{17,134,205} - \underset{(D)}{4,173,856}} \times 100 = 11.96813$$

Ｒ６

$$\frac{\overset{(A)}{3,909,746} + \overset{(B)}{1,542,266} - (\overset{(C)}{80,789} + \overset{(D)}{3,995,081})}{\underset{(E)}{17,149,098} - \underset{(D)}{3,995,081}} \times 100 = 10.46176$$

Ｒ７

$$\frac{\overset{(A)}{4,154,182} + \overset{(B)}{1,471,649} - (\overset{(C)}{248,758} + \overset{(D)}{4,065,072})}{\underset{(E)}{17,544,047} - \underset{(D)}{4,065,072}} \times 100 = 9.73369$$

④ 将来負担比率

８１．９％
（前年度 ８８．１ ％）

☆早期健全化基準	350.0%
☆財政再生基準	－%

○借入金残高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定に係る負担見込額など、市が将来的に支出することが見込まれる現時点での実質的な負債の残高を示します。数値が大きいほど、将来財政を圧迫する可能性が高いことを示します。
○令和７年度の比率は８１．９％で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。

（単位：千円）

算定の内訳	算定額
分子（Ａ－Ｂ）	11,049,107
Ａ　将来負担額	55,601,624
ア　地方債の現在高	35,044,338
イ　債務負担行為に基づく支出予定額	0
ウ　公営企業債等繰入見込額	15,007,899
エ　組合等負担等見込額	1,138,996
オ　退職手当負担見込額	4,410,391
カ　設立法人の負債額等負担見込額	0
キ　連結実質赤字額	0
ク　組合等連結実質赤字額負担見込額	0
Ｂ　充当可能財源等	44,552,517
ア　地方債の償還額等に充当可能な基金	6,393,114
イ　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	1,818,595
ウ　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	36,340,808

分母（①－②）	13,478,975
①　標準財政規模	17,544,047
②　元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,065,072